

活動支援団体（文化部門）制度

（目的）

第1条 この制度は、課外活動団体に関する取扱要綱に基づき、文化系の課外活動の効果的な強化振興を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この制度において、「文化系の課外活動団体」とは、神奈川大学体育会に所属しない課外活動団体であって、学問や芸術などの文化的活動を行うものをいう。

（活動支援団体（文化部門）の指定）

第3条 文化系の課外活動団体は、特に支援を要すると認められ、かつ、次に掲げるいずれかの要件を満たすときは、学生生活支援委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、活動支援団体（文化部門）（以下「支援団体」という。）の指定を受けることができる。

- (1) 全日本大会等で数年間継続して顕著な成績を上げていること。
- (2) 一定の全国的評価を得ており、その活躍が顕著で将来性が高いこと。
- (3) 大学への貢献度が極めて高いこと。

（支援団体の指定期間、団体数及び強化費）

第4条 支援団体の指定期間、団体数及び強化費については、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 期 間 2年を原則とする。
- (2) 団体数 同一の期間に2団体までとする。
- (3) 強化費 当該年度の予算額を勘案し、1,000,000円を限度として援助を行う。

2 支援団体の指定は、2年ごとに見直すものとする。ただし、当該支援団体の活動状況によっては、1年ごとに見直すことができる。

（支援団体の審査）

第5条 委員会は、課外活動団体に関する取扱要綱に基づき、支援団体の年間活動成績等及び強化費の執行状況について審査しなければならない。

（支援団体の指定取消し、種類の変更及び経過観察団体）

第6条 学生生活支援部長（以下「部長」という。）は、特定の支援団体が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の審議を経て、当該支援団体の指定の取消しをすることができる。

- (1) 大学の名誉を著しく傷つけたとき。
- (2) 指定期間内に第3条各号の要件を満たすことが困難と判断するとき。
- (3) 指定期間内に当該支援団体より、辞退の申し出があったとき。
- (4) その他委員会が適当と認めるとき。

2 部長は、前項の規定に基づく指定の取消しを直ちに行うことが不適当と認めるときは、委員会の審議を経て、2年以内の期間を定めて当該支援団体を経過観察団体とし、支援団体としての取扱いを継続しながら、改善の状況をその観察に付することができる。

（制度の改廃）

第7条 この制度の改廃については、委員会の議を経て決定する。

附 則

1. この制度は令和4年4月1日より施行する。